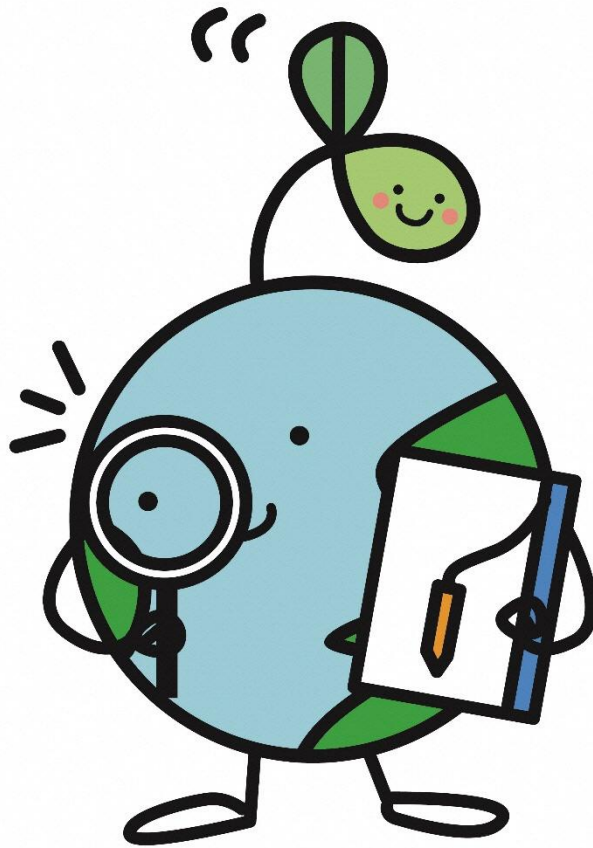


ふくしま ZEH (F-ZEH) 推進事業補助金
募集案内 (令和8年度)



福島県生活環境部環境共生課

令和8年5月

目次

1	事業の目的	2
2	募集期限等	2
3	事業の対象者（交付申請者）	3
4	補助金の交付対象	3
5	補助額	4
6	事業期間	5
7	事業の流れ	5
8	事業の着手から交付決定まで（7事業の流れ①～③）	6
①	事業の着手	6
②	交付申請書の提出	6
③	審査及び交付決定	8
9	事業の執行状況報告、完了実績報告から補助金の交付まで（7事業の流れ④～⑧）	8
④	事業の執行状況報告	8
⑤	事業の完了実績報告	8
⑥	事業実績の確認	10
⑦	額の確定	10
⑧	補助金の支払い	10
10	事業の実施後の留意事項	10
(1)	財産の管理等	10
(2)	補助金の収支状況を記載した書類（※）の整備等	10
(3)	事業効果の発信	11
(4)	調査等への協力	11
11	他の補助事業との併用について	11
12	事業に関する問い合わせ、相談窓口	12

ふくしま ZEH（F-ZEH）推進事業補助金交付事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）を確認してください。

1 事業の目的

福島県内にふくしま ZEH (F-ZEH) (以下「F-ZEH」という。)又はふくしま ZEH+ (F-ZEH+) (以下「F-ZEH+」という。)の基準を満たした戸建て住宅の新築又は購入を支援することを目的としています。

2 募集概要

【募集対象事業】

令和8年5月18日以降に事業に着手したもの、又は着手するもので、交付申請時に完了していないものです。

【募集戸数】

募集戸数は F-ZEH・F-ZEH+合わせて2戸程度 (※F-ZEH・F-ZEH+の申請受理内訳により変動することがあります)。

なお、募集戸数等が変更になる場合は一般財団法人ふくしま建築住宅センター(以下「センター」という。)のホームページでお知らせします。

【募集期限】

募集期限は、令和8年12月18日(郵送の場合は当日必着)とします。

ただし、申請の受理件数が募集戸数の上限に達した場合は、期限前であっても募集を終了することがあります。

【募集方法】

申請は先着順で受け付けます。提出書類に不足又は不備がある場合は、受理できません。

【申請書の提出方法及び提出先】

郵送又は持参により、センターに提出してください。

窓口受付時間は、平日の午前9時から正午及び午後1時から午後4時までです。

※電子メールによる提出は受け付けていません。

事業所名	住所	連絡先
一般財団法人ふくしま建築住宅センター本部	〒960-8061 福島市五月町4-25 福島県建設センター4階	024-573-0118

※上記のほか詳細につきましては、6ページ以降を十分にご確認ください。

3 事業の対象者（交付申請者）

次の（１）及び（２）に該当する者。

- （１） 補助対象住宅の所有予定者又は建築主
- （２） 県税について滞納がない者

次のいずれかに該当する者は、交付申請者になれません。

- （１） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第１項第２号及び福島県暴力団排除条例（平成２３年福島県条例第５１号）に規定する暴力団又は暴力団員等。
- （２） 暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者。
- （３） 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。
- （４） 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
- （５） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- （６） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者。

4 補助金の交付対象

補助金の対象となるのは、次の（１）、（２）のいずれかに該当する場合です。

- （１） 県内にF-ZEH又はF-ZEH+の要件を満たす戸建ての住宅を新築する場合
 - （２） 県内にF-ZEH又はF-ZEH+の要件を満たす戸建ての建売住宅を購入する場合
- ※ 交付申請者が、常時居住する住宅に限る。

1 「F-ZEH」とは、建築物省エネルギー性能表示制度における BELS 評価機関から ZEH マークの交付を受けた戸建て住宅（住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上の併用住宅も含む。）で、次の（１）～（６）に掲げる基準を全て満たすものをいいます。

- （１） 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー発電設備が導入されていること（当該敷地内に設置されているものに限る。）。
- （２） 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。
- （３） 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を含めて、基準一次エネルギー消費量から 100%以上削減されていること。
- （４） 住宅の外皮性能が断熱性能等級6以上であること。
- （５） 県産材（県内の森林から伐採された原木（以下「原木」という。）を県内で加工（機械プレカット加工を含む）した製材品又は部材の全てが原木を県内で加工した木材で構成された製品（直交集成板、単板積層材、合板等）を 10 立方メートル以上使用していること。
- （６） 木質バイオマスを燃料とするストーブを導入すること。
ただし、導入するストーブはヨーロッパノームや EPA（米国環境保護庁）等の承認を受けた設備、又は二次燃焼機能を備えヨーロッパノームや EPA の承

認と同等の水準の環境性能を有する設備であること。

2 「F-ZEH+」とは、次の(1)～(3)に掲げる基準を全て満たすものをいいます。

- (1) F-ZEHに該当するもの。ただし(2)を除く。
- (2) 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を除き、基準一次エネルギー消費量から 30%以上削減されていること。
- (3) 次のA又はBのうち1つ以上を選択し導入されていること。

A 太陽光発電設備等により発電した電力を電気自動車（プラグインハイブリッド車を含む。以下「EV」という。）に充電を可能とする設備又はEVと住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を設置し、敷地内の駐車スペースにおいて使用を可能とした上で、以下のa又はbの要件を満たすこと。

なお、EVの所有は要件に含みません。

- a EV充電用コンセント又はケーブル付き普通充電設備を設置する場合
 - ・ 分電盤に専用の分岐回路（専用回路）を設置すること。
 - ・ 設置する専用回路は単相 200V 20A 以上とすること。
- b V2H 充電設備（充放電設備）を設置する場合
 - ・ EV から住宅へ放電する電力量も HEMS で計測すること。
 - ・ V2H 充電設備（充放電設備）開閉器を設置すること。

B HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業及び集合住宅の省 CO2 化促進事業）」の公募要領＜個人申請編＞の「ZEH+の選択要件」において「高度エネルギーマネジメント」を選択する補助対象に設置する HEMS の要件を満たすこと。

- ※ Nearly ZEH、ZEH Oriented は補助対象となりませんのでご注意ください。
- ※ 太陽光発電システム等において、売電を行う場合は余剰買取方式に限ります。
＜全量買取方式は対象になりません＞

5 補助額

補助額は、住宅区分に応じて次のとおりとします。

区分	補助額
F-ZEH	定額 135 万円
F-ZEH+	定額 180 万円

6 事業期間

補助事業の着手から完了までを事業期間といいます。

なお、事業完了後は、完了から30日が経過した日又は令和9年1月29日のいずれか早い日までに、センター本部に「完了実績報告書」を提出してください。

- 1 「補助事業の着手」とは、次に掲げる事項のいずれかのことをいいます。
 - (1) 住宅を新築する事業の場合は、当該住宅の工事請負契約の締結
 - (2) 住宅を購入する事業の場合は、当該住宅の売買契約の締結
- 2 「補助事業の完了」とは、次に掲げる事項を全て完了した時期をいいます。
 - (1) 補助金対象住宅の検査済証（建築基準法第7条又は第7条の2に定めるもの）又は住宅瑕疵担保履行法付保険証書の交付
 - (2) 補助金対象住宅の引渡し
 - (3) 補助金対象住宅の代金の支払い
- 3 対象事業は、令和8年5月18日以降に事業に着手したもの、又は着手するもので、交付申請時に完了していないものです。

7 事業の流れ

〔事業実施年度〕

時期	センター	交付申請者
令和8年5月18日以降		※①事業の着手
～令和8年12月18日 （交付申請書の受理数が募集戸数に達した時点で募集は終了）		← ②センター本部に交付申請書を提出（※添付書類に注意） 提出書類に不備がある場合は、受理しません。
	③補助金の交付申請書審査、交付決定	→ 交付決定通知書
別途指示のあった日	執行状況の確認	← ④センターの求めに応じて事業の執行状況を報告
事業の完了から30日が経過した日又は令和9年1月29日のいずれか早い日まで		← ⑤センター本部に完了実績報告書を提出（※添付書類に注意）。 原則、期限までに完了実績報告書が提出されない場合は補助金交付決定者の権利を失います。
完了実績報告書の提出後	⑥事業実績の確認（書類、現地）	→ ⑦額の確定
事業実績の確認後	補助金の額の確定	→ 額の確定通知書
補助金の額の確定後	⑧補助金の支払い	→ 補助金の受領

8 事業の着手から交付決定まで（7事業の流れ①～③）

① 事業の着手

本補助金の対象となる事業は、令和8年5月18日以降に事業に着手したもの、又は着手するもので、交付申請時に完了していないものです。

② 交付申請書の提出

本補助金の申請は、先着順で受け付けます。
提出先及び提出方法は、上記2のとおりです。

なお、提出書類に不足又は不備がある場合は、解消された時点で受理可能となりますが、その時点で募集戸数に達している場合又は募集期限を過ぎている場合は、受理できませんので、ご注意ください。

センターから不足・不備が示された場合には、速やかに補正等をおこなってください。

<同じ日に受理した交付申請書が募集戸数を上回った場合の取り扱い>

同じ日に、複数の申請書を受理したことにより募集戸数を上回るようになった場合は、同じ日に受理した申請者を対象に抽選を行い、当選者の交付申請書を有効とします。その場合、落選者は補欠者として補助金の辞退者等が生じた場合に順次繰り上げ当選とします。ただし、繰り上げ当選時に補助事業が完了している場合は無効となります。

【ア 交付申請書の提出期限】

募集期限は、令和8年12月18日（郵送の場合は当日必着）とします。

ただし、交付申請書の受理数が募集戸数に達した時点で、募集は終了となります。
募集終了は、センターホームページでお知らせします。

【イ 提出書類】

- (1) 交付申請書（取扱要領第1号様式）
- (2) 添付書類

【添付書類一覧】

申請書には以下の書類を添え、センターへ提出してください

- (1) 工事請負契約書（新築住宅の場合）又は売買契約書（建売住宅の場合）
※ 契約書は申請者が契約者となっているものに限る。
- (2) 県税に未納がないことの証明書
※ 交付申請日3か月前以内のものに限る。
福島県地方振興局県税部で発行手続きを行います。
市町村の納税証明書は使用できませんのでご注意ください。
- (3) 住宅の仕様明細書
- (4) 建築図面（配置図、平面図、立面図等）
- (5) 県産木材使用量計画書
- (6) 木質バイオマスストーブの仕様（出力、燃料消費量、消費電力）がわかる資料
- (7) 補助金を受ける代表者への委任状（補助金対象者が複数の者の場合）

【F-ZEH+を新築する場合は、下記の書類を追加してください。】

- (8) 取扱要領第2条第1項（2）エで導入する設備の仕様がわかる資料
- (9) 以下のうちいずれか
【取扱要領第2条第1項（2）エでA（EVとの連携）を導入した場合】
(9-1) EV充電用コンセント等（取扱要領第2条第1項（2）エAのa又はbの設備をいう。以下同じ。）の機器配置図
※ EV保管（予定）場所との位置関係が把握できるもの。
【取扱要領第2条第1項（2）エでB（HENS）を導入した場合】
(9-2) HEMSと連携制御する暖冷房設備等を示したもの

※ 申請書の作成等については、センターのホームページに作成例を掲載していますので、参考にしてください。

【ウ 提出方法及び提出先】

郵送又は持参（電子メールによる提出は受け付けていません）

申請書の提出先はセンター本部です。

提出書類に不備がない場合は、受け取り日が受理日となり、不備がある場合は不備が是正された日が受理日となります。

- ・持参の場合 窓口受付時間は、平日の午前9時から正午及び午後1時から午後4時までです。土日、祝日のほか、6月24日及び8月13日～14日は休業ですので、ご注意ください。
- ・郵送の場合 封筒に「F-ZEH 推進事業交付申請書在中」と記載し、下記住所まで郵送してください。郵送の場合、センターに到達した日が受け取り日となります。
募集期間の最終日は、当日必着です。

（送付先）

〒960-8061

福島市五月町4-25 福島県建設センター4階
一般財団法人ふくしま建築住宅センター本部

③ 審査及び交付決定

センターは、②の交付申請に基づき内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、交付申請者に対し、交付決定額、交付の条件等について記載した交付決定通知書を通知します。

9 事業の執行状況報告、完了実績報告から補助金の交付まで（7事業の流れ④～⑧）

④ 事業の執行状況報告

交付申請者は、センターの求めに応じて事業の進捗状況について報告してください。

※ 補助事業の計画変更

交付申請者は、事業の実施中に、事業内容の変更の可能性が生じた場合には、速やかにセンターに報告し、その指示に従ってください。

事業の変更に際しては、ふくしま ZEH (F-ZEH) 推進事業補助金変更交付申請書（取扱要領第3号様式）を提出してください。

⑤ 事業の完了実績報告

補助事業の完了後、下記によりセンター本部に完了実績報告書を提出してください。この完了実績報告が提出されないと補助金が交付されませんので、忘れずに期限までに提出してください。

【ア 完了実績報告書の提出期限】

事業完了の日から 30 日が経過した日又は令和9年1月29日のいずれか早い日までに完了実績報告書をセンター本部に提出してください。

【イ 提出書類】

- (1) 完了実績報告書（取扱要領第5号様式）
- (2) 添付書類

【添付書類一覧】

完了実績報告書には、以下の書類を添えてください。

- (1) 補助事業に係る支出を証する資料（領収書等）
 - ※ 工事請負契約又は売買契約に係る支出の全額がわかるものに限る。支出額の確認に必要な領収書等が複数枚となる場合は、漏れなく提出すること。
また、領収書に替えて建築主の振込依頼書の写しも可。
- (2) 検査済証の写し又は住宅瑕疵担保履行法付保険証書
- (3) 住宅の完成写真（住宅の全景がわかるもの）
- (4) 県産木材証明書の写し
 - ※ 福島県木材協同組合連合会又は各地区木材協同組合等の証明を受けたものに限る。
- (5) 木材の使用量がわかる根拠資料
- (6) 木質バイオマスストーブの使用 방법에係る確認書
- (7) 木質バイオマスストーブの設置後の状態がわかる写真
- (8) 確約書
- (9) 補助金振込口座の預金通帳の写し

※ 通帳の表紙及び振込先口座情報（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義等）が確認できるもの

【F-ZEHの場合】

- (10) ZEHであることの性能表示評価書
- BELS 評価機関のBELS 評価書
 - ※ ZEH であること及び補助対象住宅の外皮性能が断熱性能等級6以上であることが確認できるもの。
 - 一次エネルギー消費量計算結果書
 - ※ BELS 評価機関の審査済印等のあるもの。
- (11) 建築士によるZEH工事内容確認書
- (12) 上記(11)に係る建築士の建築士免許証の写し

【F-ZEH+の場合】

- (13) ZEH+であることの性能表示評価書
- BELS 評価機関のBELS 評価書
 - ※ ZEH であること、設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を除き、基準一次エネルギー消費量から30%以上削減されていること、及び補助対象住宅の外皮性能が断熱性能等級6以上であることが確認できるもの。
 - 一次エネルギー消費量計算結果書
 - ※ BELS 評価機関の審査済印等のあるもの。
- (14) 建築士によるZEH+工事内容確認書
- (15) 上記(14)に係る建築士の建築士免許証の写し
- (16) 取扱要領第2条第1項(2)エで選択する設備の写真
- (17) 取扱要領第2条第1項(2)エで選択する設備の保証書等
- (18) 以下のうちいずれか

【取扱要領第2条第1項(2)エでA(EVとの連携)を導入した場合】

- (18-1) EV充電コンセント等の機器配置図
- ※ EV保管(予定)場所との位置関係が把握できるもの。
 - ※ 交付申請時と変更がなければ不要

【取扱要領第2条第1項(2)エでB(HEMS)を導入した場合】

- (18-2) HEMSと太陽光発電設備及び暖冷房設備等とが連携・制御することが分かるHEMS表示画面の写真等

※ 申請者が補助金対象住宅に常時居住していることを確認するため、事業完了後に住民票等の提出を求める場合があります。

【ウ 提出方法】

郵送又は持参（電子メールによる提出は受け付けていません）

- ・持参の場合 窓口受付時間は、平日の午前9時から正午及び午後1時から午後4時までです。土日、祝日のほか、6月24日及び8月13日～14日は休業ですので、ご注意ください。
- ・郵送の場合 封筒に「F-ZEH 推進事業完了実績報告書在中」と記載し、下記住所まで郵送してください。郵送の場合、センター本部に到達した日が受け取り日になります。

（送付先）

〒960-8061

福島市五月町4-25 福島県建設センター4階
一般財団法人ふくしま建築住宅センター本部

⑥ 事業実績の確認

センターは、完了実績報告書を受領した後、書類の審査及び必要に応じて現地調査を行います。

⑦ 額の確定

⑥の報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付申請者に通知します。

⑧ 補助金の支払い

センターは、補助金の額の確定後、交付申請者に補助金を交付します。

10 事業の実施後の留意事項

（1）財産の管理等

交付申請者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した設備等（以下「財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効率的な運営を図らなければなりません。

また、採択を受けた事業の目的外用途への転用はできません。

さらに、知事が定める期間を経過する以前に、当該財産を処分する必要があるときは、事前に知事の承認を得なければなりません。（当該財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付することとなります。）

（要領第15条）

（2）補助金の収支状況を記載した書類（※）の整備等

補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。

ただし、機械器具の購入に関する書類については、「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限を定める省令（昭和53年8月5日通商産業省告示第360号）」及び「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵

省令第15号)」に基づき、その該当償却期間、整備保管してください。

※ 契約書、領収書等支払いを証する書類、出荷証明書及び保証書等。

(要領第17条)

(3) 事業効果の発信

交付申請者が補助金の支給を受けた場合は、F-ZEH の県内普及促進のため補助金対象事業の効果（高熱費の削減状況、快適性等）について、自身の SNS を活用する等、任意の方法により発信してください。

(要領第19条)

(4) 調査等への協力

交付申請者が補助金の支給を受けた場合は、県が効果検証や SNS 等による PR の取組の確認のために実施する調査に協力していただきます。また、県は、調査により把握した結果について、インターネットの利用、その他の方法により公表することができます。

(要領第20条)

11 他の補助事業との併用について

本事業と補助対象（ZEH 及び ZEH+）が重複する他の補助制度を併用することはできません。

補助制度	併用可否
ZEH 支援事業（経済産業省、環境省）	×併用不可
みらいエコ住宅 2026 事業（国土交通省、環境省、経済産業省）	×併用不可

F-ZEH 及び F-ZEH+における「ふくしまならでは」（県産材、木質バイオマスストーブ）と補助対象が重複する他の補助制度を併用することはできません。

補助制度	併用可否
ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業（福島県）	×併用不可

また、国費が財源となっている県、市町村の補助金を併用することはできません。

補助制度	併用可否
福島県住宅用太陽光発電設備等補助金	×併用不可

12 事業に関する問い合わせ、相談窓口

一般財団法人ふくしま建築住宅センター 本部 事業部

〒960-8061 福島県福島市五月町 4-25 福島県建設センター4階

電話：024-573-0118 FAX：024-573-0160

E-mail：fkc-ene@fkc.or.jp

URL：https://www.fkc.or.jp

※ 申請書は、本部でのみ受け付けます。事業に関する問い合わせ、相談は以下のセンター事務所でも受け付けます。

センター事務所

○県北事務所

〒960-8061 福島市五月町4-25 福島県建設センター1階

電話：024-573-0121

○県中事務所

〒963-8851 郡山市開成五丁目 10-5

電話：024-995-5022

○いわき事務所

〒970-8026 いわき市平字童子町 4-18 いわき建設会館3階

電話：0246-35-1050

○会津事務所

〒965-0830 会津若松市西年貢二丁目 1-17

電話：0242-38-3611